

広島県告示第三百四十三号

指定管理者等管理港湾施設使用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定管理者等管理港湾施設使用基準の一部を改正する告示

指定管理者等管理港湾施設使用基準（平成十三年広島県告示第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号を次のように改める。

三 昭南岸壁

第十六条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 出島マイナス七・五メートル岸壁第二バース

六 箕沖マイナス十メートル岸壁第一バース及び第二バース

第十七条第一項の表を次のように改める。

港名	取扱貨物	係留施設
広島港	砂・砂利	海田マイナス五・五メートル岸壁 五日市マイナス五・五メートル岸壁
		建設発生土 海田マイナス四・五メートル岸壁 出島東二号岸壁
福山港	砂・砂利 コンテナ	箕島一号岸壁
		箕島三号岸壁 箕沖マイナス一〇メートル岸壁第一バース及び第二バース
尾道系崎港	砂・砂利	天保山物揚場

第十七条第二項中「及び係留できる時間は、次のとおりとする。」を「は、旅客船及び海上タクシーとする。」に改め、同項の表を削る。

第四十条の表を次のように改める。

港名	係留施設
広島港	宇品外貿埠頭岸壁 海田マイナス五・五メートル岸壁 出島マイナス七・五メートル岸壁第二バース 出島東一号岸壁 出島東二号岸壁 出島西二号岸壁 廿日市マイナス七・五メートル岸壁 昭北新開二号物揚場 昭南岸壁 廿日市木材港一号係船杭 廿日市木材港二号係船杭 廿日市木材港三号係船杭 廿日市木材港四号係船杭 五日市マイナス四・五メートル岸壁 五日市マイナス五・五メートル岸壁 五日市地区岸壁（マイナス一メートル）
福山港	沖浦東岸壁 沖浦西岸壁 一文字岸壁 新涯一号岸壁 新涯二号岸壁 新涯一号浮栈橋 箕島二号岸壁 箕島三号岸壁 箕沖マイナス一〇メートル岸壁 第一バース及び第二バース
尾道系崎港	南松永西三号岸壁

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。